



りそな銀行アジアニュース

平成 22 年 9 月 24 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所】

「香港における人民元業務の取扱拡大」について

香港金融管理局(HKMA)と中国銀行(香港)は 2010 年 7 月 19 日、香港での人民元業務に関する「補充協力覚書」「決済協定」を、中国人民銀行とそれぞれ締結しました。これらの合意により、これまでであった香港企業の人民元取引の規制内容が緩和されました。主な内容は下記の通りです。

項目	内容	注意点
口座開設	従来、中国本土と貿易取引のある企業のみ開設できたが、貿易取引のない企業でも開設が可能となった。	個人は、香港居住者のみ口座開設可能(従来通り)。
口座間資金移動	従来、企業間の貿易決済に関する資金移動のみ認められていたが、企業間のみならず企業・個人間の資金移動が、目的に関わらず可能となった。	香港・中国本土間の人民元取引については、「※経常項目」に係る資金移動が認められた。しかし、中国本土側では現地規則の遵守が必要であり、完全な自由化というわけではない。また、「※資本項目」に係る資金移動は対象外。
外貨との両替	金融機関が応じる範囲内で、金額や用途に制限なく両替可能となった。	個人の両替は、1日当り2万人民元が上限(従来通り)。

※経常項目・・・貨物代金決済、役務費、配当等が該当

※資本項目・・・投融資等が該当

今回の規制緩和により、例えば香港の金融機関による人民元建て投資商品開発・販売の可能性が広がる他、香港企業がその社員への給与を人民元で振込することも可能となります。今後、香港内のみならず、中国本土との間の人民元決済も取引拡大が予想されており、香港を舞台とした人民元の国際化が加速することになりそうです。

【出所:香港金融管理局 HP】

照会先:法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京)電話 03-6704-2723
(大阪)電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

* 禁無断転載